

## 9 吐瀉物の誤嚥事故（私立保育園）

### 事例

A君は昼食前まで元気な様子でしたが、昼寝後、元気がなく、体温を測ると38度9分ありました。家族に連絡するとともに、寝かせようとしたが、寝るのを嫌がったため、熱冷まし用のシートを貼って、約20分、抱っこをして様子を観察しました。悪化する様子がなかったため、A君の様子に目が届く範囲で他の仕事をしながら見守りました。午後4時20分頃、A君は寝ることを承諾し、自分で布団に入り、布団の中で絵本を読んだり、他の園児の様子を見たりしていました。午後4時30分頃、他の園児がAくんが嘔吐したと保育士に知らせ、保育士がA君を抱き上げましたが、A君はぐったりしていました。救急車で医療機関に搬送しましたが、翌日、吐瀉物の誤嚥による遷延性窒息による蘇生後脳症により死亡しました。なお、保育園には非常勤の看護師がいましたが、看護師にはA君の様子は見せていません。

【被害者】2歳4か月

【事故現場】保育園

### ポイント

本事例では、死亡した園児の遺族に対して保育園が債務不履行責任（民415）、もしくは保育士らの不法行為責任を前提とした使用者責任（民715）を負うのか、保育士らが不法行為責任（民709）を負うのかが問題となります。

具体的には、園児の異変の発見およびその後の対応に注意義務

## 23 保育時間中の体調悪化による事故（公立保育園）

### 事例

Aちゃんは保育園に預けられている最中、お昼頃に急に体調不良となり、夕方になって保護者が迎えに来て病院へ連れていったものの、感染症により死亡してしまいました。

登園の際には特に体調には問題はないと保護者が告げており、また、Aちゃんが体調が悪いことを訴えてからは、保育士はすぐに検温をし、38.5度の発熱があったものの他の症状は見受けられなかったことから、保護者に迎えを要請し、他の園児とは別のスペースに寝かせた上で、適宜保育士が様子を見ていました。しかしながら、保護者への電話がなかなか繋がらず、結局迎えに来たのは夕方になってしまっていました。その間、保育士が嘱託医や救急車を要請したことはありませんでした。

【被害者】5歳・女児

【事故現場】公立保育園

### ポイント

本事例では、死亡した園児の遺族に対し、保育園が債務不履行責任（民415）または保育士の不法行為責任（民709）を前提とする国家賠償責任を負うのかが問題となります。

具体的には、保育中に体調不良となった園児に対してどのような対応をとるべきであったのか、保育士の対応は適切であったのかが問題となります。

## 解 説

### 1 体調不良の園児に対してとるべき措置

保育園では、預けられた園児が保育時間中に体調不良となる場合もあり、どのような対応をとるのが適切であるのかが問題となります。この点につき、裁判例（山口地判平30・3・7平26(ワ)302）には、「保育士は、体調不良の児童については、相当の注意をもって、体温、呼吸、顔色等の状態を確認した上で、必要に応じて、保護者に児童を迎えることを要請し、嘱託医に相談して指示を仰ぎ、又は児童を直ちに医療機関に受診させる義務を負うというべきである」と述べたものがあります。この判決によれば、保育士は、体調不良の児童に対し、相当の注意をもって体調を確認するという観察義務を負っており、その観察した状況から必要に応じた対応を行うべき注意義務を負っているものとされています。

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（平成30年3月厚生労働省子ども家庭局保育課）においては、「登園児から保育中、退園時まで、子どもとの関わりや観察を通して、子どもの体調を把握する」、「子どもの体調が悪く、いつもと違う症状等が見られる場合には、これらを的確に把握し、体調の変化等について記録する」という対応が推奨されています。

また、本事例では、保育士は、経過観察に留まらず、ただちに嘱託医や救急車といった医療の専門家を呼ぶべきであったのかも問題となります。これについては、経過観察において高熱のみならず呼吸困難、発作、チアノーゼといった危険性の高い症状が見られなければただちに医療の専門家に診せる必要はないものと解されます。

本事例では、Aちゃんには発熱があったものの、38.5度と園児の発熱としては特別高くなく、ほかに目立った症状もなかつたことから、

### アドバイス

保育施設においては、保育中の園児の体調に変化が現れた場合等の緊急時にどのような対応をとるかにつき、医療の専門家の助言も得た上で、マニュアルを作成しておくことが重要です。その上で、実際に体調不良等が生じた場合には、園児の様子を観察し、注意を払った上でマニュアルに従って対応を行うことになります。保育士の人数の関係からなかなか1人の園児に付きっきりになることは困難ですが、園児の健康状態が良くない場合には通常以上に気を遣い、状況によっては嘱託医を呼ぶ等の対応が必要になるケースもあると思われます。

#### [参考となる判例]

○保育中の園児が発熱し、保護者が迎えに来たもののその後病院で死亡した事案において、園児の体温を計測し、その結果を踏まえて保護者に園児を迎えることを要請した上で、他の児童と区別して、静養コーナーに敷かれた布団に寝かせる等して、一定の間隔で園児の様子を観察していたことは、当時の園児の症状等を考慮しても観察義務に違反せず、保育士に賠償責任は認められないとした事例

(山口地判平30・3・7平26(ワ)302)

## 43 散歩中の事故（私立保育園）

### 事例

交差点で、乗用車の運転手Aが、前をよく見ずに右折を開始し、対向車線を直進してきたBの運転する軽乗用車に衝突しました。そのはすみで、軽乗用車が、歩道にいた保育園児らの列に突っ込みました。保育園児らは、散歩中で、信号が青になるのを待っていました。この事故により、園児2人が死亡し、園児と保育士合計14人が重軽傷を負いました。

【被害者】園児、保育士

【事故現場】歩道

### ポイント

本事例では、死亡した園児、重軽傷を負った園児・保育士らに対し、①右折車の運転手Aが不法行為責任（民709）を負うか、②直進車の運転手Bが不法行為責任（民709）を負うのか、両者は共同不法行為責任を負うのか（民719）が問題となります。A、Bが加害車両の所有者であった場合は、運行供用者責任（自賠3）の適用も問題となります。

### 解説

#### 1 右折車と直進車の事故

信号機のある交差点で、右折車両と直進車両による出会い頭の事故が起きた場合、双方の車両の運転手について、安全に走行すべき注意義務に違反したのではないかが問題となります。交差点の信号が青で

#### 4 散歩ルートの点検、交通安全教育

滋賀県大津市で、本事例と同様の、保育園児らの列に車が突っ込んで、園児ら16人が死傷した事故がありました。

この事故を受けて、全国の自治体や警察署、各施設などが連携して、散歩ルートの安全点検や交通安全教育を実施する動きが広がっています。具体的には、ドライバーの死角や幅が狭い歩道、ガードレールがない場所など、危険性の高い場所を確認し、マップの作成や防護柵設置やカラー舗装などの対策が進められています。園児の安全確保のため、各機関が連携して、万全を期すことが求められます。